

平成 2 4 年

第 3 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市旅館業法施行条例の一部改正について

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 9 月 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

函館市旅館業法施行条例（平成 1 7 年函館市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中

省令第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	第 4 条第 2 号アおよびイ，第 4 号ならびに第 7 号の基準	を
省令第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	第 4 条第 2 号アおよびイ，第 4 号ならびに第 7 号の基準	に
省令第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	第 3 条第 4 号および第 4 条第 4 号の基準	

改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

伝統的建造物群を構成している簡易宿所営業の施設で一定の要件を満たすものについて玄関帳場等に関する構造設備の基準を適用しないこととし、および旅館業法施行規則の一部改正に伴い規定を整備するため